

## ●電気スイッチ図形事件

知財高裁 令和 5 年 12 月 21 日		
令和 5(行ケ)10083 審決取消請求事件		
当事者	原告:神保電器(株) 被告:特許庁長官	判決要旨: 本願商標の形状は、指定商品「電気スイッチ」の用途、機能、美観から予測できないようなものということではなく、需要者は本願商標から「電気スイッチ」において採用し得る機能又は美感の範囲内のものであると感得し、「電気スイッチ」の形状そのものを認識するにすぎない、などとされ識別力は認められなかった。
対象商標	本願商標  第 9 類「電気スイッチ」	コメント: 図形商標(平面商標)であって、立体商標の出願ではない。
結論	識別力なし(商標法 3 条 1 項 3 号)	

## ●地球グミ事件

知財高裁 令和 5 年 12 月 26 日		
令和 5(行ケ)10079 審決取消請求事件		
当事者	原告:豊産業(株) 被告:(株)エス・エス・ピー	判決要旨: 動画投稿者などから流行した原告商品(「Trolli Planet Gummi」などと称する原告が販売するグミキャンディ)は、遅くとも原告がその輸入販売を開始した令和 2 年 10 月までには、全国に店舗展開する小売業者の中でこれを「地球グミ」と称して宣伝する者が現れるようになり、その後も入手困難になるなど人気を博し、宣伝や報道などを通じて、引用標章 1 は遅くとも本件査定日(令和 4 年 2 月 22 日)までには、原告又は原告商品の製造業者の業務に係る商品(原告商品)を表示するものとして、需要者の間に広く認識されている商標に該当していた、としてこれに類似する本件商標は 4 条 1 項 10 号に該当すると判断された。
対象商標	本件商標 「地球グミ」(標準文字) 第 30 類「グミキャンディ」  引用標章 1.「地球グミ」 2.「プラネットグミ」	コメント: 特許庁の審決では引用標章 1 の周知性が認められず、10 号(及び 19 号)に非該当とされたが、これが覆されたケースである。
結論	他人の周知商標に類似(商標法 4 条 1 項 10 号)	

●バレないふたえ控訴事件

知財高裁 令和 5 年 12 月 26 日		
令和 5(ネ)10011 商標権侵害行為差止等請求控訴事件		
当事者	控訴人：ノーブル㈱ 被控訴品：㈱Dear Laura 被控訴人補助参加人：㈱アイディーエイ	判決要旨： 本件化粧品（二重まぶたを形成するための化粧品及びまぶたを整形するためのストレッチテープ）の分野において「バレない二重」といった表現は、商品の品質や効能に関するありふれた表現であるから、当該表現による出所識別機能はかなり限定的なものであるといわざるを得ない、本件商標及び被告標章の使用態様も併せ考慮すると、本件化粧品に係る需要者は一般に商品又はその包装等において商品の出所を識別し得る外形的な表示の具体的態様に従って商品の出所を識別している、などとして、本件では商標の外観の異同が称呼・観念の異同と比べ、より需要者に対し強く支配的な印象を与えるものとして相対的に重要になるとの観点が示された。 その上で、本件商標と被告標章は、これらから生じる称呼及び観念を同一にする一方、外観は相紛らわしくない程度に相違し、総合して全体的に考察すると、少なくとも本件化粧品に使用される限りにおいては、被告標章は本件商標に類似するとはいえないと判断された。
対象商標	本件商標 1. バレないふたえ（標準文字）  2.  被告（被控訴人）標章 1.  2. 	
結論	非侵害（商標法 36 条 1 項等）	コメント： 本サイト 2023 年 5 月分掲載事件の控訴審判決である。原審では、被告標章に自他商品識別機能が認められないことを理由に、原告商標権の効力が及ばないとされた（26 条 1 項 6 号）が、控訴審では商標非類似を理由に侵害が否定された。